

益子町の

お試し住宅のご利用にあたって

この度は、益子町のお試し住宅をご予約いただき、ありがとうございます。
ご利用前にご確認いただきたい事項をまとめましたので、ご一読願います。

益子町のお試し住宅の所在地

益子町大字大沢 6 番地 2

1 利用中に必要なものなど

- 定期賃貸借契約書：2 通（本書とともにお送りした契約書 2 通に署名・捺印してお持ちください。）
- 寝具・タオル類、石鹸・シャンプー等衛生消耗品
- 設置している物品（別紙一覧掲載の物品。なお、備え付けの消耗物品、灯油 18ℓ分（冬期のみ）は、使い切った場合はご利用者様ご自身でお手配いただきます。）以外のもの
- 電話回線は、接続していません。

2 窓口での利用前の手続き

- (1) お試し住宅（以下「住宅」）の利用受付、利用料金の支払い等の窓口は、移住サポートセンターとなります。予約初日の受付時間内に窓口までお越しください。

移住サポートセンター（道の駅ましこ内）

場所 益子町大字長堤 2271 番地

電話 0285-72-5530

受付時間 午前 9 時～午後 4 時まで（定休日：毎月第 2 火曜日）

なお、移住サポートセンターが定休日、または緊急時等の第 2 連絡先は次のとおりです。

益子町役場企画課

場所 益子町大字益子 2030 番地

電話 0285-72-8828（平日）、72-2111（土・日・祝日：電話対応は日直職員）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時まで

- (2) 定期賃貸借契約による利用となります。本書とともにお送りしている定期賃貸借契約書 2 通に署名・捺印（スタンプ印不可）していただき、受付窓口にご提出をお願いします。
- (3) 利用料金は、初日の受付時に一括でお支払いいただきます。
- (4) 窓口での手続きが終わりましたら、住宅に移動していただきます。

裏面に続きます

3 お試し住宅への入居

- (1) 住宅内外・附属建物の異状の有無、電気・水道・ガスメーターの現況確認のほか、設備・備品等の使用方法等についてご説明します。
ごみの排出方法（分別方法、ごみステーションの位置）についてもご確認いただきます。
- (2) 最終日には、利用者と係員の立ち会いによる住宅の現況確認を行いますので、退去予定時間を係員にお伝えください。なお、立会時間は、サポートセンターの受付時間内となります。
- (3) 事後アンケートのご協力をお願いします。退去時までにご記入ください。
- (4) 説明終了後、住宅の鍵をお渡しします。

4 お試し住宅の利用中

- (1) 住宅内に設置してある消耗品はご自由にお使いいただいて結構ですが、不足する場合は利用者様でご購入ください。
- (2) 寝具・タオル類をご用意しておりませんので利用者様でご持参、またはお手配ください。なお、寝具のリース業者についてはご紹介します。
- (3) 移住に関する相談または移住体験オーダーメイドツアーの実施をご希望する場合は、係員にご相談ください。

5 お試し住宅からの退去

- (1) 退去時の住宅現況確認のため、入居時にご指定いただいた時間に係員がお伺いしますので、利用者様の立ち会いをお願いします。
入居時と同様に、住宅内外・附属建物の異状の有無、電気・水道・ガスメーター、設備・備品等の確認を行います。
- (2) 事後アンケートの回収後、住宅の鍵を返却していただきます。

6 利用上の注意

- (1) 犬・猫等のペット連れでのご利用はお断りしています。
- (2) 利用者様の故意、または過失により住宅、設備、備品等に損害が発生した場合は、利用者様のご負担で原状回復となります。
- (3) 住宅内禁煙です。屋外での喫煙は可能ですが、灰皿は利用者様でご用意ください。
- (4) 近所への迷惑行為は厳重に禁止します。
- (5) 利用期間中の利用者様の過失による事故は、利用者様の責任になります。
- (6) 住宅、設備、備品等の維持管理に努め、清掃・除草等を確実に行ってください。
- (7) ごみは決められた日に、決められた方法で排出してください。
- (8) 外出・夜間の際は戸締りを忘れず、貴重品の管理にも十分注意してください。
- (9) 利用者様が、住宅の利用に関し、利用上の注意のほか、要綱における遵守事項・制限行為に反した場合は、強制的に退去していただきます。